

学校関係者評価要領

【県の学校関係者評価の評価基準】

- ・ 自己評価に対する評価を基本とし、改善方策・評価項目・重点目標、学校運営の改善取り組み等について言及されているか。
→自己評価に対する評価がなされていない場合は、学校関係者評価の実施とはみなさない。
- ・ 自己評価の評価結果に対して、評価項目ごと学校関係者評価結果が付された相対的な記載となっているか。
→自己評価結果の記載が省略され、学校関係者評価だけの記載となっている場合は、対象としない。
- ・ 学校関係者評価委員会が開催され、主体的・能動的な評価活動が行われているか。
→アンケート等は学校関係者評価の実施とはみなさない。

【県の学校関係者評価委員会の構成基準】

- ・ 学校評価の透明性確保の観点から、原則3種以上の属性から構成されること。
→保護者、PTA関係者以外に、地域住民、企業関係者、他校の教職員、その他の属性の委員が入っていること。

【第三者評価】

- ・ 「NPO法人 私立専門学校評価機構」による、第三者評価を行った場合も加算の対象とする。

1. 学校関係者評価委員

【保護者】

- 各科から1名選出（例）静岡校・調理経営学科 2年
・製菓衛生師科 2年 各1名 合計2名

■選考要件

- ①学生の保護者であること
- ②学生が学費滞納、素行不良、出席怠惰等の問題がないこと
- ③年1回の学校訪問及び聞き取り調査（評価委員が学校に対し調査）への出席が可能なこと

【就職先企業】

- 関連企業2社（例）静岡校 ホテルアソシア静岡人事・製菓店オーナー 合計2名

■選考要件

- ①前年度に学生の採用実績があること
- ②採用した学生の指導的立場にあること
- ③年1回の学校訪問及び聞き取り調査（評価委員が学校に対して調査）への出席が可能なこと

【他校の教職員】

- 他校1校 学校法人鈴木学園の設置する当該校以外の教職員を含む 1名

2. 評価の時期と方法

- 学校訪問及び聞き取り調査：3月中の平日1日
- 学校関係者評価委員会による話し合い

3. 自己点検評価の内容

自己点検自己評価に関する学生評価結果に対し、①改善方策・②評価項目・③重点目標、学校運営の改善取組みについて話し合う。

4. 学校関係者評価委員は自己点検自己評価報告書について委員属性毎に意見を述べる。

5. 評価の結果について

評価の結果については、各科で話し合い、「反省」「対応策」「新たな目標」を公表できるようにする。また、以下の要素が含まれていること。

- ・具体的な対応策が示されていること
- ・対応策には最終的な目標が示されていること
- ・いずれも実施期日と期限が示されていること